第　4　期　決　算　公　告

平成22年6月15日　静岡県沼津市新宿町９－６佐藤ビル３Ｆ
和多仁エネルギー株式会社
代表取締役　門傳　保男

貸借対照表の要旨　（平成22年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	504,575	流動負債	520,601
固定資産	16,417	（うち引当金）	(2,400)
繰延資産	1,532	固定負債	8,008
		（うち引当金）	(3,009)
		負債合計	**528,609**
		株主資本	△6,085
		資本金	50,000
		資本剰余金	97,000
		資本準備金	97,000
		利益剰余金	△153,085
		その他利益剰余金	△153,085
		（うち当期純利益）	(△29,322)
		純資産合計	**△6,085**
資産合計	522,524	**負債・純資産合計**	522,524

第　47　期　決　算　公　告

平成22年９月28日
神奈川県横浜市金沢区福浦２丁目３番地２
日本リライアンス株式会社
代表取締役社長　石崎　淳一

貸借対照表の要旨（平成22年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,781	流動負債	2,355
固定資産	1,374	固定負債	1,722
有形固定資産	1,162	（退職給付引当金）	(1,130)
無形固定資産	6,190	株主資本	1,075
投資その他の資産	206	資本金	300
		資本剰余金	41
		資本準備金	41
		利益剰余金	733
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	658
		（うち当期純損失）	(1,510)
		評価・換算差額等	4
資産合計	5,156	**負債・純資産合計**	5,156

独立行政法人国立印刷局の政府刊行物サービス・センターでは、生活に役立つ数多くの政府刊行物をとりそろえております。
ご質問やお問い合わせなど、お気軽にご利用ください。

独立行政法人　国立印刷局

札幌	仙台	霞が関	大手町	金沢	名古屋	大阪	広島	福岡	沖縄
☎〇一一―七〇九―二四〇一	☎〇二二―二六一―八三二〇	☎〇三―三五〇四―三八八五	☎〇三―三二一一―七七八六	☎〇七六―二二三―七三〇三	☎〇五二―九五一―九二〇五	☎〇六―六九四二―一六八一	☎〇八二―二二二―六〇一二	☎〇九二―四一一―六二〇一	☎〇九八―八六六―七五〇六

特定社債権者集会決議認可公告

平成22年10月21日

特定社債権者　各位

東京都港区赤坂一丁目11番44号
アゼリアオーワン特定目的会社
取締役　磯崎　哲也

平成22年９月17日午前10時00分開催のアゼリアオーワン特定目的会社第二回一般担保付特定社債（適格機関投資家限定）(以下「本件特定社債」といいます。)に係る第一回特定社債権者集会における下記決議について、平成22年10月４日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成22年(ヒ)第382号）がありましたので公告致します。

記

本件特定社債に係る社債要項（以下「本件特定社債要項」という。)の変更（償還期日延長等）に対する賛否の決議の件

⑴本件特定社債要項第１．１項記載の各用語の定義、並びに、⑵本件特定社債要項第４．９項第四文につき、申立人が容認事項②及び容認事項③を全て是正済みであることを確認のうえ、同項第四文の文言を及び第４．９項第四文につき、下記のとおりに変更したい旨の議案に対する賛否の決議。

記

（変更箇所には下線を記す。）

変更後	変更前
（本件特定社債要項第１．１項中「予定最終償還期日」の定義） 「予定最終償還期日」とは2013年11月26日をいう。	（本件特定社債要項第１．１項中「予定最終償還期日」の定義） 「予定最終償還期日」とは2010年11月26日をいう。
（本件特定社債要項第１．１項中「約定利率」の定義） 「約定利率」とは2010年11月の支払期日に終了する利息計算期間までの利息計算期間については基準金利に2.25％を加えた利率（年利）を意味し、その後の利息計算期間については基準金利に2.75％を加えた利率（年利）を意味する。なお、確認の為に付言すると、2010年11月の支払期日は、2010年11月29日である。	（本件特定社債要項第１．１項中「約定利率」の定義） 「約定利率」とは基準金利に2.25％を加えた利率（年利）を意味する。
（本件特定社債要項第４．９項第四文） 発行会社は、遵法性違反の指摘がある項目のうち容認事項④（本特定社債買取契約別紙２容認事項④に記載される。）については、2010年８月19日以降２ヶ月以内に関連法令等に準拠し、又社債権者が合理的に満足する内容で是正工事を完了するよう最大限努力することとする。 ※容認事項④については枠外別記のとおり。	（本件特定社債要項第４．９項第四文） 発行会社は、払込期日に遵法性違反の指摘がある項目のうち容認事項②（本特定社債買取契約別紙２容認事項②に記載される。）については、３ヶ月以内に関連法令等に準拠し、又社債権者が合理的に満足する内容で是正工事を完了するものとし、遵法性違反の指摘がある項目③（本特定社債買取契約別紙２容認事項③に記載される。)については、２ヶ月以内に関連法令等に準拠し、又社債権者が合理的に満足する内容で是正工事を完了するよう努力することとする。

（別記）容認事項④（２ヶ月以内に努力し是正いたします。）
２ヵ月毎の報告を義務付
渋谷伸工ビル（本物件②）
①本物件②の西側及び北側の区道に対して、以下の越境物があります。
１．南西部のタタキ・タイル張りの一部。
２．北西部にある金属製物置の一部。
３．北側のタタキ・コンクリート壁の一部。
４．北側にある金属製物置付属金具の一部。
５．北側にある室外機用金属製台座の一部。
６．北側にある量水器６個。
７．北側にある排水施設１個
８．北側にある金属製物置の一部。
９．北東部にある金属製物置の一部。

以　上